

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

国連は 1979 年に女性差別撤廃条約を採択し、日本は 1985 年に条約を批准した。現在 189 ヶ国が批准している。

1999 年には女性差別撤廃条約の実効性を強化し、女性が抱える問題を解決するため、「選択議定書」を国連総会で決議・採択し、現在 115 ヶ国が批准している。しかし、日本政府はいまだ批准に至っていない。

「選択議定書」は、国連女性差別撤廃委員会による個人通報制度と調査制度を認めており、議定書を批准することによって、締約国は被害者救済に向け具体的な措置をとるよう同委員会から要請されるため、国際的な人権基準に基づき、女性の人権侵害の救済や性別による不平等をなくすための効力が強まることが期待される。

世界経済フォーラムが発表した「ジェンダー・ギャップ指数 2024」で、日本は 146 ヶ国中 118 位、G7 で最下位と遅れをとっている。2020 年 12 月に閣議決定された国の第 5 次男女共同参画基本計画では、「諸外国のジェンダー平等に向けた取り組みのスピード感は速く、我が国は国際的にも大きく差を広げられており、まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない取り組みを進め、法制度・慣行を含め見直す必要があり、選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記されている。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策を全ての適当な手段により、かつ、遅滞なく追及することに合意」しており、国連が定めた国際的な人権基準の適用を積極的に国内で進めることが、条約締約国である日本政府の役割である。選択議定書の批准は、女性の人権保障、女性差別撤廃の取り組みを強化し、ジェンダー平等社会の形成を促進することにつながる。

よって、駒ヶ根市議会は、政府等に対し、本年 10 月に国連女性差別撤廃委員会による第 6 回目の日本報告審議が行われることを見据え、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 27 日

長野県駒ヶ根市議会

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、内閣官房長官、内閣政府特命担当大臣
(男女共同参画)、衆議院議長、参議院議長